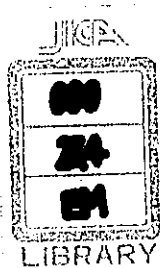


昭和49年度業務運営大綱

付. 昭和49年度基本方針(外務省)

昭和49年7月

海外移住事業団



国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 13	000
登録No. 14828	23.4
	EM

目 次

1. 現 状 の 認 識 -----	1
2. 海外移住振興のための基本方針 -----	2
3. 昭和44年度業務運営の大綱 -----	3

JICA LIBRARY



1023911[9]

1. 現状の認識

近年、国際協力の精神のもとに諸分野における各国間の国際交流が活発化、多様化している中で、当事業団は発足後10年を迎えたことになるが、最近における海外移住を取り巻く内外情勢はまことに厳しいものがある。

昨年度においては、国内地方事務所の統廃合および渡航費支給基準の改訂ならびに移住者の送出が航空機にかわつたこと等の理由により、移住者送出国数は大幅な減少を見たが、本年度も諸事情を克服し適格者送出国という方針のもとに啓発・相談・あつせん・訓練講習の強化を図り、適正な業務の遂行に努力する必要がある。

一方、当事業団はこの10年間、既移住者の定着、安定を図るため、かなりの援護措置を講じているが、未だ充分とはいえない状態であるので、今後はより一層現地業務の強化ひいては国内業務の充実に努める必要がある。また、移住事業に対する最近の国会ならびに一般からの批判については謙虚に受けとめ、改めるべきものは改めるも、誤解、中傷に基づくものについては是正し、かかることに一喜一憂することなく、海外移住を国民の海外発展という広い視野から把握し、国際協力の重要な役割を担うよう努力する必要がある。

従来、わが国の低開発国への経済援助は、主としてアジア地域に対し行われているが、来る8月1日発足予定の国際協力事業団となるにあつては、経済援助がアジア地域以外の日系人の多く居住する国々に対しても行われるものと考え、国際協力事業団の他業務との有機的結び付きを考慮し、移住者および移住先国の利益と結びつくものがあれば、積極的に取り入れ、効果的な移住事業の実施を図る必要がある。

以上のごとき海外移住を取り巻く諸情勢を認識のうえ、次に述べる基本方針に基づいて業務運営に万全を期すこととする。

2. 海外移住振興のための基本方針

海外移住は、本来、憲法第22条「海外移住の自由」に保障された国民の権利であり、個人の発意と責任において海外へ生活の根拠を移し、自己の開発能力を伸ばし生き甲斐のある人生を創造しつつ、受入国において善良かつ敬愛される市民または住民として、適応発展することを目指すもので、わが国の立場からみても経済的・文化的にも有形・無形の効果をもたらし、また、わが国への理解と友好親善を高めるうえにおいても意義深いものがあるということに鑑み、当事業団においては、これに即応した海外移住人材の訓練・養成・現地援護の他、併せてこれに関連する受入れ地域にも寄与すべき海外移住振興のための施策を強力に推進すべきである。

しかるに、昨年度はカナダ向け移住者を除き、南米向けの移住者数は低迷を続けている状態であるが、年々潜在移住希望者の相談件数は増加の傾向にあるので、本年度も国内業務の充実、現地業務の強化にあたるということを念頭におきつつ、次の事項を海外移住振興のための基本方針として業務運営を行う。

3. 昭和49年度業務運営の大綱

国内業務

(1) 啓発、相談およびあつせん

海外移住の啓発活動は、営利を目的とした商業宣伝とは異質のものであり、海外移住という国際現象についての正しい認識と理解を与え、かつ十分な素材を提供するということから、移住者の受入国はもとより、諸外国の実情ならびに多岐に亘る海外同胞の活躍状況等について、最新かつ的確な情報、資料を体系的に収集し、マスコミなど有効適切な啓発媒体を十分活用し、本年度770名(うち1割自費渡航)の送出目標を達成すべく移住希望者を含め、広く国民一般が海外移住について正しい知識を持ちうるよう啓発活動を充実する。また、教育機関に対する情報の提供を図るとともに本年度は学識経験者1名ならびに高校教師6名を中南米諸国に派遣し、海外教育活動等に側面的な協力、援助を続ける。

また、移住相談は本人の一生は無難のこと子孫にいたるまで左右される業務であることからして、人間愛を基調とした人生相談にほかならず、移住希望者の個人能力ならびに適性に応じた移住先の紹介、あつせんを行う必要がある。これがため常時、詳細、適確な情報を収集、整理するとともに専門的相談能力の向上を図るものとする。

地方事務所の統廃合に伴う広域化した相談業務の活動体制については、地方公共団体と連絡を密にとり連携を強めるように努める。また「高海協」ならびに移住希望者の自主組織である「移住友の会」等の活動に対しても従来通り積極的支援を続ける。

(2) 訓練講習

移住者が自己の能力を十分に発揮し、移住先社会に適応していくために訓練講習カリキュラムの充実、付属機関等の施設の提供および語学の習得とともに健全なる精神、身体の鍛錬をすることに心掛け適切な訓練講習を効果的に実施するよう努める。特に、技術移住者については、昨年度より検討中のオープン方式による対象移住者に対しては、一般技術移住者の訓練期間を含め40日間の訓練講習を年2回に

充実強化する。また、現地における農業移住者ならびに新規農業移住者の補完、適応研修を実施するためサンパウロ州バルジエン市に農業移住者訓練センターを設置する。

(3) 農業移住

農業移住者は年々減少の傾向にあるが、日系人が中南米諸国における農業発展に大きく寄与し、農業の近代化、国土開発を強力に推進していること等々の理由により、従来同様、自営農および雇用農移住者の移住促進を図る。

(4) 技術移住

農業移住に反して、技術移住に対する国民の関心度は年々増加を辿っていることでもあり、本年度は送出目標は200名とし、労働行政機関、地方公共機関等と連携をより緊密化し、主に大都市部の技術移住の推進を積極的に図る。また、現地において求人数が増加しており、なかんずく多能技術者が歓迎されるので、現地労働情報の提供や関連技術の研修に主眼をおき、技術移住者の移住方式の拡大をするとともに適切なあつせんおよび結合方法の改善を図る。

(5) 企業者移住

わが国企業の中南米諸国への投資が盛んになるとともに、企業ぐるみ移住しようとする中小企業が増加しているが、これら企業者の相談に的確に応ずるため関係機関と連絡を密にし、受入先国における事業環境の調査および資料の整備を行う。

(6) 北米移住

北米移住についての関心は相当高いので、移住希望者に対し調査および資料収集を図り、的確な助言情報の収集、資料の整備等を充実するとともに、カナダ移住者（本年度はアルバータ州およびケベック州）の実態調査を実施する。

(7) 研修生受入れ

移住者の子弟で優秀な青年を昨年度は15名日本に招致し、日系人としての教養を高め、かつその属する地域社会に必要な職業部門について最新の技術および知識を修得せしめ、帰国後は移住地域社会の発

展の推進力となり得る人材養成を行つたが、本年度はさらに5名増の計20名を招致し研修を行う。

現地業務

(1) 移住者の営農、生活指導

営農指導に万全を期するため、特に昭和49年度はコロニアにおける農家経営の多角化、農業技術の高度化等の必要に対応するため農業専門家2名をパラグアイ国に派遣し、営農指導の強化育成を図るほか南部パラグアイについては、昨年度に引続き稚蚕共同飼育施設の補助を。アマンバイ、第2トメアスー、グアタパラ移住地については営農基盤の確立、耕地面積の拡大に伴う省力化および病害防除対策のための機械を導入し営農の安定を図ることとする。また、OTOA派遣専門家等と常に接触を密にし協力を得るとともに、営農および市場に関する各種の情報収集に努め、移住者に対する巡回営農指導、営農講習会の開催等を行い営農技術の向上を図るよう努める。一方、移住地の農業振興のため営農改善特別対策を実施するとともに、第2トメアスー試験農場を改組し、アマゾン熱帯農業総合試験場を設置する。パラグアイ農業総合試験場については昨年度に引続いて整備を行い、本年度後半より研修を実施する。

また、生活指導についても営農指導と同様、相互に関連性をもたせ巡回指導等により絶えず移住者と接触を保ち、時として現地専門家の活用による生活改善指導の強化に努める。

移住者の姿勢として、未だ定着安定の域に達しえぬ者については、ややもすると在外公館ならびに当事業団に対して依存する傾向が強いが、移住将来の発展を期するためにも移住者自身の自立心の喚起を図りつつ援護施策の強化に努める。しかし、これによつても自立困難と認められる移住者に対しては、本人の希望を尊重しつつ更生資金の活用、転住、転職等のあつせん、補導のための施策を講ずる。

(2) 移住地の環境整備

移住地の医療対策、教育対策、生活改善普及指導等、社会環境整備

についてはさらに充実を図るとともに、特に教育対策については、移住者の自家労力の不足および経済的理由により子弟の上級校への進学率が低いことから、アスンシオン市およびポルト・アレグレ市に寄宿舎を建設する。

(3) 融資業務の改善

融資の需要傾向は最近における移住形態の変化から、各国間に相当の差異がみられるようになったので、本年度はその需要の比率に応じて政策的な配慮を加えて、各国に配賦し本部の意向に沿って資金の活用を図ることとする。特に雇用農独立に重点をおく。

回収については、引続き債務意識の向上を図り、特に回収不振の延滞債権についてはその原因を分析、検討し、極力早期回収に努力する。また、アルゼンチン移住者に対する現地通貨建て貸付けに対する利率引下げについても、今後とも検討を図るものとする。

(4) 残地処分

当事業団所有の土地面積は364千haにおよんでいるが、これらのすべてが農耕地として利用することはできない。

したがって、農耕不適地を除く土地については、移住者が各入植地の標準営農面積を所有する分を留保し、他は移住地の発展に寄与する企業（本年度パラグアイ オオモリ農牧会社）に対し譲渡を図ることとする。

残地処分の決定実施等のため、昨年度直営移住地の未利用地処分要領を定め「未利用地処分審査委員会」を設置したが、今後も引続き現地の実情を考慮し、残地の利用処分計画を確立し、売却を図ることとする。

(5) 移住地別対策

今後の移住の進め方については、過去2カ年検討を行ってきたが、本年度はその基本構想をもとに移住地別の長期ビジョンを作成し、幅広い視野に立つて当事業団の助成指導を講ずるとともに、直営移住地はもとより、散在移住地および職後移住地ならびにその移住者のあり

方についても、さらに具体的に検討を進める。

(6) 直営入植地の分譲価格改訂

従来、直営入植地の分譲価格は移住者 / 戸当り / 区画の標準営農面積を購入する場合、移住者が支払い得る適正な金額と入植地を形成するのに必要な最少限度の工事規模とのかねあいをみて決定しているが、周辺時価と比較して差異が生じていることから、今後、鑑定人の鑑定結果の報告をまつて検討する考えである。

(7) 雇用農の独立対策

戦後移住者全体の約90%を占めている雇用農のほか、分益農、借地農で独立期にある移住者の自営農への移行を援護促進するため、雇用農実態調査の拡充強化（本年度は特にサンパウロ支部管内1,000戸を対照に動態調査を実施する。）、直営地への積極的な入植あつせんならびに土地購入資金、営農資金等独立資金の拡充を図る。また、入植適地調査ならびに営農相談、指導を強化するとともにアルゼンチンおよび南伯に小入植地を設定するほか、相手国の設定する入植地経営にも積極的に協力し、独立希望者の入植あつせんに努める。

(8) イタプア製油商工株式会社対策

昨年度においては、世界的な物資不足という事態もあつて、製品は有利に販売され、また、初年度再建計画の実施により経営の刷新が行われた結果、約3千万円の利益が計上された。

本年度は、同再建計画第2年目にあたるので、合理化実施計画策定、評価の作業を中核として堅実な経営を目指し、引続き指導、協力をはかるものとする。

以 上



外 務 省

領移第15号

昭和49年7月16日

海外移住事業団
理事長 柏村 信雄 殿

外務大臣 大 平 正 芳



昭和49年度基本方針の指示について

本大臣は、海外移住事業団法第23条の規定に基づき、貴事業団に対し、昭和49年度基本方針を別添のとおり指示する。

付属添付

昭和49年度基本方針

昭和48年度は、国内地方事務所の統廃合、並びに移住者の送出国が航空機に変つたこと等の理由により、送出国数の大幅な減少を見たが、本年においては、従来どおり適格な移住者を送出国すると言ふ方針の下に、~~送出国数の減少~~、我が国民の海外発展の重要な一形態としての海外移住の意識を広く啓発するよう努められたい。

一方、移住事業を推進するに當つては、既移住者の定着・安定を図ることと移住者の送出国と並んで重要であるので、今後は、更に現地業務の強化（人材の配置、試験研究業務の拡充強化、移住地の生活基盤整備等）に努められたい。

また、移住事業に対する最近の批判については、片寄つた視点からの批判に対しては、これを是正する努力を続ける一方、この事業の本質が国民の海外における幸福追及を助けるサービス業務であるとの認識を、全職員、特に現地業務に従事する職員に一層徹底させるよう努力されたい。

更に、国際協力事業団の設立にそなえるため、

移住事業の基本が、移住者個人の幸福進及の手段であり、国は、これを全面的に援助するものであるとの基本に立脚しつつ、移住が対外的には国際協力に密着していることを考慮し、また移住事業と国際協力事業団の他の業務との有機的結び付きについても注意を払いつつ移住業務を実施すべきことを念頭におかれたい。

本年版における諸業務の遂行に当つては、上記を念頭におきつつ、その効果的運営を図るとともに、下記の事項にも留意されたい。

記

1 現地業務

(1) 移住者の営農、生活指導

営農指導に万全を期するため、専門家の活用について、その配置及び活動に特に十分な配慮をするほか、技術協力派遣専門家等の協力を得る方途をも講じ、移住者と絶えず密接に接触し、的確な営農、生活指導を行うこと。

移住者でいまだ定着安定に至らないものに対しては、その自立心の育成を図りつつ、援

護施策の強化に努めるとともに、これによつても自立困難と認められる移住者に対しては、本人の希望を尊重しつつ、更生資金の活用、転職等の措置を図られたい。

(2) 移住地の環境整備

移住地における教育、医療、道路、電気、井戸等生活基盤の整備に関する諸業務については、現地住民との融和促進に意を用いしつつ、引続き計画的にその環境整備の充実を図ること。

また、移住者子弟の育英助成については、その活用方法の検討を進めること。

(3) 融資業務の改善

回収成績が不良である原因を分析し、その結果に基づいた対策を講じつつ（現地通貨建て制限の採用の問題も検討ありたい）、移住者に対する融資枠を、最近における移住者の修正を資金需要に基づいて再検討すること。

(4) 雇傭農移住者の独立対策

広汎な地域に分散している雇傭移住者の実態を把握し、その実状に即した独立対策を図ること。

(5) 移住地別対策

直営移住地とともに散在移住地及び職前移住地並びにその移住者の今後のあり方についても、引続き検討を進めること。

(6) 直営移住地の分譲価格改訂

各直営移住地の移住者に対する分譲価格の再検討を進めること。

(7) 移住地の残地処分

広大な未利用地が残存し、地租等の管理費を多額に必要としている移住地については、現地の実情を考慮した残地の利用処分計画を確立し、これを実施に移すこと。

(8) イタプア製油商工株式会社対策

引続き、同社の経営改善に努めること。

2. 国内業務

(1) 啓発及び移住相談

移住先国全般及び移住地の実情に関する正確な情報を広報するとともに、個別の移住相談においては、移住の現状を適確に説明するよう努めること。

巡回移住相談の実施に当つては、地方公共団体との連携を強めるよう努力すること。

従来どおり、全国高等学校海外教育研究協議会に協力すること。

(2) 適正なるあつせん

あつせんにあつては、適切なる助言、指導を行うこと。

(3) 訓練、講習

正しい知識と技術の提供、語学の研修とともに、健全なる身心の鍛錬をすることを心掛け、適切なる訓練、講習を計画的、効果的に実施するよう努めること。

(6) 移住者の受け入れ

移住の目的を明確にし、絶えずその内容の充実に努めなければならない。

(6) 農業移住

労働力抜却と資金を有する者の農業移住を促進するより配慮すること。

(6) 技能者移住

関係機関との連絡を密にするとともに、現地の労働需要の提供並びに適格移住者の選抜、奨励等及び結合方法の改善を図ること。

(7) 企業者移住

関係機関との連絡を密にするとともに、受入地における事業環境の調査及び資料の整備を図り、企業者移住に関する相談に適切に対応すること。

